

令和4年第8回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和4年12月7日（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	9番	大串武次
2番	岸川信義	10番	吉岡英允
3番	友田香将雄	11番	草場祥則
4番	重富邦夫	12番	井崎好信
5番	中村秀子	13番	内野さよ子
6番	定松弘介	14番	西山清則
7番	前田弘次郎	15番	溝上良夫
8番	溝口誠	16番	片渕栄二郎

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	田島健一	副町長	百武和義
教 育 長	北村喜久次	総務課長	千布一夫
企画財政課長	坂本博樹	総合戦略課長	山口裕一
税 務 課 長	大串恭隆	住民課長	江島利高
保健福祉課長	矢川靖章	長寿社会課長	武富健
生活環境課長	土井一	農業振興課長	木須英喜
商工観光課長	吉村大樹	農村整備課長	中村政文
建 設 課 長	笠原政浩	会計管理者	谷川友子
学校教育課長	出雲誠	生涯学習課長	谷崎孝則
農業委員会事務局長	久原正好		

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 久原雅紀

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本日から12月15日までの9日間とすることに決定しました。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、町長から議案が提出されています。これは皆様に配付しています一覧表のとおりです。専決処分1件、条例5件、人事4件、財産の取得1件、補正予算3件、以上14件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

皆さんおはようございます。

本日、令和4年第8回白石町議会定例会の開会に当たりまして、提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、専決処分案件が1件ございます。

議案第44号「専決処分の承認について（令和4年度白石町一般会計補正予算（第5号）」は、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯である住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり5万円を給付する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業を実施するため、本年10月14日付で補正予算の専決処分を行ったものでございます。

次に、条例案件が5件ございます。

議案第45号「白石町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第46号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、地方公務員の定年が引き上げられること等に伴いまして、本町条例の改正を行うとともに、関係条例の整備を行うものでございます。

議案第47号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第48号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」は、本年の佐賀県人事委員会勧告等により、白石町職員及び特別職の給与等について改定をお願いするとともに、議案第47号につきましては、人事評価制度や定年引上げ制度に関し、条例の整備を行うものでございます。

議案第49号「白石町廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について」は、一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可申請等手数料の改定を行うため、条例の改正を行うものでございます。

次に、人事案件が4件ございます。

議案第50号「教育委員会委員の任命について」は、令和5年2月16日で任期満了を迎える一ノ瀬ひとみ委員を引き続き教育委員会委員として任命したいので、地方教育

行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

議案第51号から議案第53号までの「固定資産評価審査委員会委員の選任について」につきましては、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。議案第51号の溝上光一氏は平成23年2月から、議案第52号の香月茂氏は平成21年6月から、議案第53号の大田尾一美氏は平成23年2月から固定資産評価審査委員会委員としてお務めいただいております。お三方とも任期が令和5年2月16日をもって満了となりますが、引き続き選任したいので議会の同意を求めるものでございます。

次に、予算外案件が1件ございます。

議案第54号「財産の取得について」は、新学校給食センターの運搬車購入について、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により議会の議決を求めるものでございます。

次に、予算案件が3件ございます。

議案第55号「令和4年度白石町一般会計補正予算（第6号）」、議案第56号「令和4年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第57号「令和4年度白石町下水道事業会計補正予算（第1号）」、以上につきましては各会計予算の所要の補正を求めるものでございますが、議案第55号「令和4年度白石町一般会計補正予算（第6号）」につきましては、既決の歳入歳出予算総額に3億9,370万3,000円を追加し、補正後の予算総額を161億2,023万1,000円とする増額補正予算をお願いするものでございます。

提案いたしました議案につきましては、以上のとおりでございます。

提案議案の詳細及び報告案件につきましては、担当課長から説明をさせます。それぞれ十分に御審議賜りますようお願いいたします。

○片渕栄二郎議長

担当課長の議案内容説明については、文書によりこれに代えます。なお、この文書は、議案の内容が分かるよう、会議録に記載することといたします。

（担当課長の議案説明）

○坂本博樹企画財政課長

議案第44号「専決処分の承認について（令和4年度白石町一般会計補正予算（第5号）」について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

既決の歳入歳出予算総額に8,111万1,000円を追加し、補正後の予算総額を157億2,652万8,000円とするものです。

今回の補正予算につきましては、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、1世帯当たり5万円を給付するものです。

歳出について、御説明いたします。

8 ページをお願いします。

今回の給付事業に係る事務経費として、報酬から委託料まで合わせて311万1,000円をお願いします、低所得世帯への給付金として、支給対象は1,560世帯、1世帯につき5万円の給付で、7,800万円をお願いしております。なお、財源はすべて国庫補助金となります。

また、9 ページ以降の給与費明細書につきましては、説明を省略しますので、御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○千布一夫総務課長

議案第45号「白石町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

この一部改正につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、地方公務員の定年が引き上げられること等に伴い、関係する当該条例の改正を行うものでございます。

法改正の趣旨といたしましては、平均寿命の伸長及び少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術及び経験等を有する高齢期の職員を最大限活用するためのものとなっております。

それでは、条例改正の主な内容を御説明いたします。

議案書16ページ目の新旧対照表 1 / 9 ページをお開きください。

現行条例の定年制度に加え、各種制度が加わるため、目次及び章名を付しており、第3章に管理監督職勤務上限年齢制、第4章は定年前再任用短時間勤務制について新たに定めております。

まずは、定年の引上げに関する規定について、関係する条項ごとに御説明いたします。

第3条は、職員の定年を年齢60年から65年に引き上げるものでございます。

新旧対照表の 8 / 9 ページをお開きください。

附則第3項は、先ほどの第3条の規定の適用について、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間に2年に1年ずつ段階的に引き上げるものでございます。

次に、管理監督職勤務上限年齢制に関する規定について、関係する条項ごとに御説明いたします。

新旧対照表の 3 / 9 ページをお開きください。

第6条は、管理監督職の定義について、管理職勤務手当を支給する職及び職務の級が5級以上の職とするものでございます。

第7条は、管理監督職勤務上限年齢を年齢60年とするものでございます。

新旧対照表の 4 / 9 ページをお開きください。

第9条は、引き続き管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる特例を整備するものでございます。

次に、定年前再任用短時間勤務制に関する規定について、関係する条項ごとに御説明いたします。

新旧対照表の7/9ページをお開きください。

第12条及び第13条は、年齢60年以上退職者を定年退職日相当日まで、短時間勤務の職に採用できる規定を整備するものでございます。

なお、暫定再任用制度に関する規定の整備については改正条例附則第3条から第10条に記載しております。

最後に、情報提供および勤務の意思の確認に関する規定について御説明いたします。新旧対照表の9/9ページをお開きください。

附則第3項は、職員が60歳に達する年度の前年度における情報提供および意思確認の規定を整備するものでございます。

当該改正条例の施行期日につきましては、令和5年4月1日からの施行としております。ただし、情報提供および勤務の意思の確認を行う年齢に関する改正条例附則第11項については、公布の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

議案第46号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」御説明いたします。

提案理由にありますとおり、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、定年引上げ制度に関する整備を行うため、関係条例の改正をまとめて行うものでございます。

議案書8ページ目の新旧対照表1/15ページをお開きください。

第1条関係として、「白石町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」を改正するものでございます。

改正内容としましては、60歳に達した日以後における最初の4月1日以後の職員の給料月額が60歳前の7割水準に設定すること及び管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴う、降給及び降格に係る規定を整備するものでございます。

新旧対照表5/15ページをお開きください。

第2条関係として、「白石町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」を改正するものでございます。

改正内容としましては、懲戒処分による減給については、その処分の発令後に給料月額7割措置を受けた場合は、給料月額7割措置後の給料の10分の1相当額を減給の上限とする規定を整備するものでございます。

新旧対照表6/15ページをお開きください。

第3条関係として、「白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を改正するものでございます。

改正内容としましては、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定を整備するものでございます。

新旧対照表9/15ページをお開きください。

第4条関係として、「白石町職員の育児休業等に関する条例」を改正するものでございます。

改正内容としましては、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に、

異動期間を延長された管理監督職の職員を追加する規定を整備するものでございます。

新旧対照表13/15ページをお開きください。

第5条関係として、「白石町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例」を改正するものでございます。

改正内容としましては、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定を整備するものでございます。

新旧対照表14/15ページをお開きください。

第6条関係として、「白石町職員の旅費に関する条例」を改正するものでございます。

改正内容としましては、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定を整備するものでございます。

新旧対照表15/15ページをお開きください。

第7条関係として、「白石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を改正するものでございます。

改正内容としましては、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定を整備するものでございます。

最後に新旧対照表はございませんが、第8条関係として、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、「白石町職員の再任用に関する条例」を廃止するものでございます。

この条例の施行期日は、令和5年4月1日としております。

以上で、御説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

議案第47号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

提案理由にありますとおり、令和4年8月の人事院勧告及び同年10月の佐賀県人事委員会勧告に鑑み、白石町職員についての給与改定等を行うため、また、55歳を超える職員の昇給を白石町人事評価の活用方針に基づき運用するため及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、定年引上げ制度に関する整備を行うため、当該条例の改正を行うものでございます。

今回、種類別に第1条、第2条、第3条及び第4条に分けて改正いたします。

改正の概要といたしましては、第1条は勤勉手当について、職員は年額0.1月分、再任用職員については、年額0.05月分引き上げるものとなっております。また、行政職給与表については、初任給を4,000円引き上げ、30歳代前半までの職員について改定しております。

第2条は、令和5年度以降において、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるように配分し、6月期及び12月期共に0.05月分、再任用職員については、0.025月分引き上げるものでございます。

第3条は、高齢層職員の昇給基準等を改正するものであり、55歳を超える職員の昇給の基準を見直し、人事評価の活用方針に基づき、標準成績では昇給しないとするものでございます。

第4条は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員の定年引

上げに伴う規定の整備でございます。

施行期日等につきましては、第1条及び第3条は公布の日から施行し、第1条は令和4年4月1日から適用いたします。また第2条及び第4条は、令和5年4月1日から施行といたしております。

議案書14ページ目の新旧対照表【第1条関係】1/24ページをお開きください。

これは、本年12月の勤勉手当の支給率について改正するものでございますが、第22条第2項第1号におきまして、職員の支給率を100分の95から100分の105へ0.1月分引き上げるものでございます。

第2号は、再任用職員に対する勤勉手当について規定しておりますが、支給率を100分の45から100分の50へ0.05月分引き上げるものでございます。

別表第1の行政職給与表については、主に1級から3級の号給の給料月額を引き上げるものでございます。

次に新旧対照表【第2条関係】8/24ページをお開きください。

これは、令和5年4月1日から施行することとしまして、令和5年度以降の勤勉手当の支給率について改正するものでございます。

第22条第2項第1号については、職員に対する勤勉手当について規定しておりますが、6月期及び12月期共に0.05月分引き上げることとして、100分の100へ改正するものでございます。

第2号は、再任用職員に対する勤勉手当について規定しておりますが、6月期及び12月期共に0.025月分引き上げることとして、100分の47.5へ改正するものでございます。

次に新旧対照表【第3条関係】9/24ページをお開きください。

第4条第4項に後段を追加し、昇給日の前日までに懲戒処分等に該当した場合はこれらを考慮して昇給を決定することを規定しているものでございます。

第6項は、55歳を超える職員の昇給については、前年度の人事評価の結果が特に良好である場合（標準成績（良好）では昇給しない）、かつ、昇給日の前日までに懲戒処分等に該当しない場合に行い、昇給の号給数は、勤務成績に応じて決定することを規定しているものでございます。

次に新旧対照表【第4条関係】10/24ページをお開きください。

第4条第10項については、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額について、基礎給料月額から算出するものでございます。基礎給料月額については、新旧対照表23/24ページの別表第1、行政職給料表に記載しているとおりでございます。

新旧対照表の16/24ページをお開きください。

附則第11項から第17項については、給料月額7割措置に関する取扱いを規定するものでございます。

第9条（通勤手当）、第12条（時間外勤務手当）、第19条（期末手当）、第22条（勤勉手当）及び第23条（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）については、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、規定するものでございます。

新旧対照表24/24ページをお開きください。

別表第2については、管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴い、4級に新たな職の

設置を規定するものでございます。

なお、暫定再任用制度に関する規定の整備については、改正条例附則第4項から第11項に記載しております。

以上で、御説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

議案第48号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

提案理由にありますとおり、「白石町職員の給与に関する条例」の改正に伴いまして、当該条例を改正するものでございまして、議会議員及び町長等に対する期末手当の支給割合を年額0.05月分引き上げるものでございます。

ただ今申し上げました改正内容を、今回、第1条が議会議員の本年12月期の期末手当について、第2条が同じく議会議員の令和5年度以降における期末手当について改正をするものでございます。

また、第3条は、町長等の本年12月期の期末手当について、第4条が同じく町長等の令和5年度以降における期末手当について改正をするものでございます。

議案書4ページ目の新旧対照表【第1条関係】1/4ページをお開きください。

これは、議会議員に対する本年12月期の期末手当の支給割合を改正するものでございますが、第6条第1項におきまして、支給割合を100分の162.5から100分の167.5へ0.05月分引き上げるものでございます。

次に、新旧対照表【第2条関係】2/4ページをお開きください。

これは、令和5年4月1日から施行することとしまして、令和5年度以降の議会議員に対する期末手当の支給割合を改正するものでございます。

令和5年度以降は、6月期及び12月期の期末手当の支給割合を100分の165へ改正するものでございます。

次に、新旧対照表【第3条関係】3/4ページをお開きください。

これは、白石町長等に対する本年12月期の期末手当の支給割合を改正するものでございますが、第6条第1項におきまして、支給割合を100分の162.5から100分の167.5へ0.05月分引き上げるものでございます。

次に、新旧対照表【第4条関係】4/4ページをお開きください。

これは、令和5年4月1日から施行することとしまして、令和5年度以降の白石町長等に対する期末手当の支給割合を改正するものでございます。

令和5年度以降は、6月期及び12月期の支給割合を100分の165へ改正するものでございます。

以上で御説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○土井 一生活環境課長

議案第49号「白石町廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

議案書3枚目の新旧対照表をお開きください。

条例第17条、第18条関係の別票第2中にあります一般廃棄物処理業の許可申請手数料と許可更新申請手数料および事業範囲変更許可申請手数料、並びに浄化槽清掃業申請手数料の改正を行うものでございます。

一般廃棄物処理業には「ごみ」と「し尿」の収集運搬業または処理・処分業に関するもので、現在本町で業の許可を出している事業所数はごみの収集運搬業が7社で中間処理業が1社ございます。

また、し尿の収集運搬業に許可を出している事業所は3社で、その内2社には浄化槽清掃業の許可も出しています。

いずれの許可も2年更新となっており、現行の手数料の額は条例制定時の平成17年から一度も改正がなされておらず、近況での事務処理経費の実情に合わせて、現行1件につき2,000円を6,000円に改正するものであります。

施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○出雲 誠学校教育課長

議案第54号「財産の取得について」御説明いたします。

令和6年度の新給食センター運営開始とともに町内全小中学校に給食を配送するための車両を購入するものです。

納入場所は、学校給食センター、契約の方法は、指名競争入札、契約金額は、消費税込みで857万610円です。

契約の相手方は、有限会社辻田自動車です。

入札の経過につきましては議案に添付いたしております入札経過表を御覧ください。

去る11月25日に入札を行い11月29日に仮契約を結んでいます。

納入期限は令和5年12月25日までとしております。

今回の契約につきましては、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により議会の議決を求めるものでございます。

以上、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○坂本博樹企画財政課長

議案第55号「令和4年度白石町一般会計補正予算（第6号）」について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

既決の歳入歳出予算総額に3億9,370万3,000円を追加し、補正後の予算総額を161億2,023万1,000円とするものです。

次に、5ページをお願いします。

第2表継続費補正ですが、住ノ江漁港の漁港整備事業については、事業費の総額を増額し、事業実施年度、年割額の変更を、また新設中学校施設整備費については、事業の進捗に応じ年割額の変更をお願いするものです。

6ページをお願いします。

第3表繰越明許費補正ですが、船野・嘉瀬川地区治山事業及びふくどみマイランド公園多目的運動広場北側トイレ改築工事について、年度内の支出が終わらない見込みであるため、令和5年度へ予算の繰越をお願いするものです。

7ページをお願いします。

第4表地方債補正ですが、新設中学校施設整備費の増額に伴い合併特例事業の借入限度額を増額し、また船野・嘉瀬川地区治山事業の河川整備工事費の減額に伴い河川整備事業の借入限度額の減額をお願いするものです。

次に歳入歳出について御説明いたします。

なお、白石町12月補正予算説明資料（主要事項内容説明書）に掲載しております事業については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業を除き、説明を省略いたします。

まず、歳入の主なものについて、御説明いたします。

12ページをお願いします。

15款国庫支出金、2項、1目総務費国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億2,805万8,000円を計上し、歳出で7事業に充当しております。

16款県支出金、2項、1目総務費県補助金で、個人番号通知書・個人番号カード関連事務補助金1,000万6,000円を計上しております。歳出でマイナンバーカードの休日出張申請及び交付事務等にかかる時間外勤務手当及び一般事務補助職員報酬等の経費に充当しております。

14ページをお願いします。

21款諸収入、1項、2目加算金で、障害福祉サービス不正請求加算金67万4,000円を計上し、同款、5項、5目雑入の長寿社会課雑入で、障害福祉サービス不正請求返還金168万7,000円を計上しております。町民の方が利用されている県内の障害者福祉施設の運営法人において、サービスの不正請求が行われたことに伴う返還金及びその返還金にかかる加算金であります。

同じ5目の住民課雑入で、後期高齢者医療市町負担金精算金3,098万4,000円を計上しております。令和3年度療養給付費（定率）負担金の精算に伴うものです。

次に、歳出の主なものについて、御説明いたします。

16ページをお願いします。

議会費を始め各款において、期末手当又は勤勉手当及び職員給の補正をお願いしております。条例改正に伴う議会議員及び特別職の期末手当、並びに職員の勤勉手当及び一般職員給の引き上げによる増額補正であります。

17ページをお願いします。

2款総務費、1項、5目財産管理費で、需用費の光熱水費385万円及びスカイパークふれあい郷管理委託料610万円をお願いしております。庁舎及びふれあい郷の電気料の高騰による増額補正であります。

23ページをお願いします。

3款民生費、2項、4目児童福祉施設費の委託料で、管外保育運営費委託料500万円をお願いしております。町外の認可保育所への入所児童数の増によるものです。なお、財源は、私立保育所は国庫2分の1、県費4分の1でそれぞれ施設型給付費負担

金を充当しております。

24ページをお願いします。

4款衛生費、1項、2目予防費で、過年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金等返還金3,438万5,000円をお願いしております。新型コロナウイルスワクチン接種事業にかかる令和2年度繰越分及び令和3年度分の国庫補助金等の返還金であります。

25ページをお願いします。

同じ4款、2項、2目塵芥処理費で、燃料費の高騰等により佐賀県西部広域環境組合負担金1,583万8,000円の増額補正をお願いするものです。

29ページをお願いします。

6款農林水産業費、2項、5目治山費で、船野・嘉瀬川地区河川整備工事費600万円の減額をお願いしております。当該工事については、当初、佐賀県が行う工事の終了後に本町の工事を行う計画でありましたが、県の工事が令和3年度から令和4年度に繰り越して実施されることに伴い、今後の本町の工事の進捗等を勘案し、工事請負費を減額補正するものです。

30ページをお願いします。

7款商工費、1項、2目観光費では、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を考慮し、今年度実施予定であった夏まつりとぺったんこ祭を中止したことに伴い、町まちおこし事業費補助金555万円の減額をお願いするものです。

34ページをお願いします。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の需用費で光熱水費322万5,000円、35ページの3項中学校費、1目学校管理費の需用費で光熱水費332万1,000円をお願いしております。各小中学校の電気料の高騰による増額補正であります。

次に、今回お願いします新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の概要について、別冊の主要事項内容説明書により概要を御説明いたします。

主要事項内容説明書の1ページをお願いします。

しろいしいこカーまるっとフリーDAY100万円については、町内を運行する定時定路線のいこカーの運賃を令和5年1月から2月までの2ヶ月間を無料化し、生活者の移動手段の負担軽減と利用促進を図るものです。

2ページをお願いします。

白石町医療・介護・障害福祉事業者等物価高騰応援金1,389万9,000円については、町内の医療機関等に応援金を交付し、事業者の負担を軽減し、事業の継続を支援するものです。

3ページをお願いします。

物価高騰等に伴う水道料金特別減免事業6,451万7,000円については、町内の水道使用者に令和5年1月及び3月検針による1月分から4月分までの上水道の基本料金を減免し、町民や事業者の負担軽減を図るものです。

4ページをお願いします。

肥料価格高騰対策事業4,650万円については、化学肥料の2割低減に向けて取り組みを行う農業者等に肥料費上昇分の一部を支援し、農業経営の安定を図るものです。

5 ページをお願いします。

資材価格高騰支援事業（共乾再編）3,100万円については、佐賀県農業協同組合が実施する共乾再編整備事業に係る事業費の負担軽減を図るために補助金を交付し、共乾を利用する農業者の負担軽減と経営の安定を図るものです。

6 ページをお願いします。

白石町中小事業者エネルギー価格高騰対策支援金4,000万円については、町内に事業所を有して商工業を営む中小企業・小規模事業者に、事業を行う上で使用した光熱・燃料費の価格高騰による増加分に支援を行い、事業者の負担を軽減し、事業の継続を支援するものです。

7 ページをお願いします。

海苔養殖燃油価格高騰対策事業680万円については、海苔養殖燃油価格の高騰額に対して補助を行い、海苔漁業者の負担を軽減し、海苔養殖業の継続を支援するものです。

この他の歳出につきましては、事前にお配りしております「12月補正予算細事業一覧表」及び「白石町12月補正予算説明資料（主要事項内容説明書）」で御確認をお願いいたします。

また、39ページ以降の給与費明細書、44ページの地方債の現在高の見込みに関する調書につきましては、説明を省略しますので、御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○江島利高住民課長

議案第56号「令和4年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の内容について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、既決予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9,919万2,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ38億4,653万5,000円とするものでございます。

内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入でございますが、7ページをお願いします。

5款県支出金でございますが、保険給付費の伸びを見込み、1億9,919万2,000円を増額補正するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。8ページをお願いします。

2款保険給付費では、当初推定以上の給付が見込まれ、療養給付費、高額療養費等に1億9,919万2,000円を増額補正するものでございます。

次に9ページをお願いします。

7款の諸支出金でございますが、新型コロナウイルス感染症による対応分の保険給付費等交付金として、令和2年度に概算交付を受けていた交付金の精算に伴いまして、返還金が生じたので、569万円を増額補正するものでございます。

8款の予備費でございますが、先ほど説明いたしました返還金の財源として、同額を減額補正させていただくものでございます。

以上で議案第56号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○土井 一生活環境課長

議案第57号「令和4年度白石町下水道事業会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

補正予算書1ページをお願いします。

第2条主要な建設改良事業の主な補正内容について説明いたします。

特定環境保全公共下水道施設整備事業については、人事異動及び制度改正による建設改良費に係る人件費1,335万8,000円の減額です。

補正予算書の14ページをお願いします。

収益的収入及び支出です。

収益的収入について、2項営業外収益、5目他会計負担金164万2,000円の増額については、制度改正と被扶養者の認定に伴う営業費用の人件費を増額したことによるもの、また、減価償却費の確定により、一般会計負担金を増額するものです。

9目消費税及び地方消費税還付金29万3,000円の増額については、収益的収支及び資本的収支の補正に伴う増額です。

これによりまして、14ページ上段の1款下水道事業収益の既決予定額6億4,213万7,000円から今回の補正額193万5,000円を増額しまして、6億4,407万2,000円とするものです。

15ページをお願いします。

収益的支出について1項営業費用、3目処理場費330万円の増額については、燃料費高騰による電気料金の値上がりを受け、動力費が不足する見込みであるため増額するものです。5目総係費131万7,000円の増額については、被扶養者の認定及び制度改正による人件費を増額するものです。7目減価償却費135万4,000円の減額については、固定資産評価の確定により減額するものです。

これによりまして、15ページ上段の2款下水道事業費用の既決予定額6億3,431万8,000円に今回の補正額326万3,000円を増額しまして、6億3,758万1,000円とするものです。

16ページをお願いします。

資本的収入及び支出です。

4項他会計負担金、1目他会計負担金の1,376万4,000円の減額について、建設改良費に係る人件費の減額による一般会計負担金を減額するものです。

これによりまして、上段の3款資本的収入の既決予定額5億2,247万7,000円に今回の補正額1,376万4,000円を減額しまして、5億871万3,000円とするものです。

17ページをお願いします。

資本的支出について、1項建設改良費、1目建設改良費については、人事異動及び制度改正による人件費を1,335万8,000円減額し、これによりまして、上段の4款資本的支出の既決予定額7億2,766万7,000円に今回の補正額1,335万8,000円を減額しまして、7億1,430万9,000円とするものです。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○片渕栄二郎議長

以上で本日の議事日程は終了いたしました。
本日はこれにて散会します。

9時42分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年12月7日

白石町議会議長 片 淵 栄二郎

署 名 議 員 定 松 弘 介

署 名 議 員 前 田 弘次郎

事 務 局 長 久 原 雅 紀